

総社市立昭和中学校 いじめ防止基本方針

令和3年4月改訂

いじめに関する現状と課題

- ・深刻ないじめ問題は起こっていないが、ASSESSの調査から、学級の中で、人間関係づくりがうまくできない生徒が、各学年数名見られる。
- ・級友の発言等がきっかけで小さなトラブルは起きているのが現状である。
- ・SNSやインターネットに関わるトラブルへの対応等を含む情報モラル教育の充実が課題である。
- ・SELで学んだ気持ちの伝え方や、問題の解決方法などを日常生活に生かせるようにしたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- (1) いじめはどの生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な問題である。
- (2) 「だれもが行きたくなくなる学校づくり」(ピア・サポートやSEL, PBIS等を柱としたプログラム)の実践により、いじめ問題の解決を図る。
- (3) いじめ防止の対策として校内指導体制を確立し、未然防止・早期発見・いじめへの対処・家庭や地域との連携・関係機関との連携を行う。
- (4) 生徒が安心して学習やその他の教育活動に取り組むことができるよう、生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができる学校づくりを行う。

【重点となる取り組み】

- ・定期的な週末アンケートの実施
- ・SEL・品格教育・PBISの実施
- ・生徒会による生徒の自主的な活動の実施

①未然防止

- ・校内指導体制の確立
- ・人権意識、生命尊重、自己指導能力の育成
- ・温かい人間関係づくり
- ・SELの計画的実施
- ・ネットいじめに対応できる能力・態度の育成
- ・教員の指導力の向上
- ・家庭地域との連携強化
- ・学校の取り組み・点検・評価

②早期発見

- ・教職員による観察・情報交換
- ・定期的アンケート調査
- ・教育相談体制の活用
- ・校外相談機関の活用
- ・SNS等利用実態の把握と指導
- ・ASSESSの実施

③いじめへの対処

- ・いじめ発見時の対応
- ・組織的な対応と関係機関との連携
- ・いじめられた生徒・保護者への支援
- ・いじめ事実調査
- ・他生徒への働きかけ
- ・いじめ解消後の継続的な指導

教職員間の協力的な指導体制の確立

- ・生徒指導・いじめ防止委員会の開催を定例化する。
(校長・教頭・教務・生徒指導主事・各担任・養護教諭・SCC)を定例メンバーとする。
- ・校長、教頭、係を中心に全校指導体制を確立する。
- ・教員間の役割分担と協力を図る。
- ・「報告・連絡・相談・確認」を徹底する。
- ・教育相談の充実を図る。
- ・生徒の個性に応じた指導を展開する。

保護者・地域・関係機関との連携

- ・保護者との信頼関係を密にする方法を工夫する。
- ・保護者に責任を押し付けるのではなく、共に悩む姿勢をもつ。
- ・心の安らぐ家庭づくりを呼びかける。
- ・地域の教育力を学校教育活動へ生かす。
- ・地域ぐるみで健やかな生徒を育てる気運を高める。
- ・関係機関との連携を図る。

1 具体的な「いじめ」に対する対応 「いじめをなくすために」を参考に

- ・観察や週末アンケート(隔週木曜日)から、生徒の様子を把握する。
- ・いじめられている生徒の支援を最優先し、いじめた生徒、取り巻いている生徒への指導を行う。
- ・温かい人間関係を基盤に生活体験や人間関係を豊かにする長期的な指導と支援を行う。
- ・心身の安全を保障し、心身の回復を優先しながら、事実関係を把握する。
- ・情報を整理し、支援方法を決定してから保護者に連絡する。
- ・本人と保護者の了承を得た上で、支援に当たる。
- ・保護者との連携の窓口は担任、関係機関との連携は、校長の了承を得て生徒指導主事があたる。

2 生徒指導・いじめ防止委員会のメンバー及び運営について

- 【メンバー】(定例会議は学校のメンバーで行う)
学校：校長・教頭・教務・生徒指導主事・各担任・養護教諭・SCC
外部：スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- 【運営】
- (1) 情報交換：各学年生徒指導担当者が、要支援・要指導生徒の現状を報告する。
 - (2) ケース検討：情報共有後具体的にコーディネートしていく。
 - (3) その他：時期や状況に応じて研修をする。

3 具体的な取組と留意点

- (1) 生徒の自尊感情を育成する取組の工夫
 - ア 委員会活動・係活動・行事等で、達成感をもたせる工夫
 - イ ピア・サポートやボランティア活動の工夫
 - ウ 人権期間の取組
- (2) 生徒同士の人間関係づくり
 - ア よいところ探し
 - イ 情報モラルの学習を含めたSELの工夫
 - ウ 楽しい学級づくり
- (3) 教員と生徒のよりよい人間関係づくり(生徒理解)
 - ア 心のゆとりと温かいまなざし
 - イ 生徒と接する機会を多く
 - ウ 声かけ(話しかけ方、指導の仕方に工夫)
 - エ 指導するとともに、問題行動の意味をとらえる
- (4) 観察活動の充実
 - ア 授業中・給食・休憩時などに生徒の様子を観察
 - イ 便所・ロッカー・ごみ箱等の点検
- (5) 情報交換(報告、連絡、相談、確認)
 - ア 相互の連絡を密にし、組織的な取組
 - イ 小さなことでも早めに情報交換
- (6) その他
 - ア 生活ノートを活用
 - イ 保護者との連携
 - ウ 「よりよい学校生活を送るために」の活用
 - エ 職員研修の充実(「いじめをなくすために」・「気づいていますか?!心のサイン」の活用)
 - オ ASSESSの実施・活用